

第 7 6 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 1 号 議 案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例制定の件
- 第 2 号 議 案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一
部を改正する条例制定の件
- 第 3 号 議 案 平成 2 8 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）

神河町告示第165号

第76回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年 1月24日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成29年 1月27日

2 場 所 神河町役場 議場

3 付議事件

(1) 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

(2) 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

(3) 平成28年度神河町一般会計補正予算(第6号)

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

藤 森 正 晴

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

廣 納 良 幸

安 部 重 助

○応招しなかった議員

藤 原 日 順

平成29年 第76回（臨時）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年1月27日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成29年1月27日 午後2時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第1号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第2号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第3号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第6号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第1号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第2号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第3号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第6号）
-

出席議員（11名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 藤原裕和 | 8番 松山陽子 |
| 3番 山下皓司 | 9番 三谷克巳 |
| 4番 宮永肇 | 10番 小林和男 |
| 5番 藤原資広 | 11番 廣納良幸 |
| 6番 藤森正晴 | 12番 安部重助 |
| 7番 小寺俊輔 | |

欠席議員（1名）

2番 藤原日順

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|---------|------------------|---------|
| 町長 | 山 名 宗 悟 | ひと・まち・みらい課長 | |
| 副町長 | 細 岡 重 義 | 藤 原 登志幸 | |
| 教育長 | 澤 田 博 行 | 建設課長 | 真 弓 俊 英 |
| 町参事 | 谷 口 勝 則 | 地籍課長 | 児 島 則 行 |
| 総務課長 | 日 和 哲 朗 | 上下水道課長 | 中 島 康 之 |
| 総務課参事兼財政特命参事 | | 健康福祉課長 | 大 中 昌 幸 |
| | 児 島 修 二 | 会計管理者兼会計課長 | |
| 情報センター所長 | 藤 原 秀 洋 | | 山 本 哲 也 |
| 税務課長 | 和 田 正 治 | 病院事務長 | 藤 原 秀 明 |
| 住民生活課長 | 吉 岡 嘉 宏 | 病院総務課長兼施設課長 | |
| 住民生活課参事兼防災特命参事 | | | 藤 原 広 行 |
| | 田 中 晋 平 | 教育課長 | 松 田 隆 幸 |
| 地域振興課長 | 石 堂 浩 一 | 教育課参事兼地域交流センター所長 | |
| 地域振興課参事兼観光振興特命参事 | | | 児 島 浩 一 |
| | 山 下 和 久 | | |

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

午前中の全員協議会並びに議会運営委員会に引き続きまして、第76回神河町議会臨時会が招集されましたところ、御参集賜り、御苦労さまでございます。

町長から提案されます案件は、条例改正2件と一般会計補正予算の3件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、慎重審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

.....

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第76回神河町議会臨時会の開会に当たりまして、私のほうからも御挨拶申し上げます。

平成29年が幕をあけましてから、はや一月が過ぎようとしているところでございます。

さて、14日から16日にかけて降り続きました記録的な豪雪により、神河町は一面の雪化粧となる一方で、町全域で道路並びに交通機関も著しく乱れ、町民の皆様には大変な御不便と御心配をおかけいたしました。特に県道、町道の除雪につきましても、計

画どおりに作業が進まない中、建設業協会の御支援、御協力により20日には何とか除雪完了となったところでございます。その間、町民の皆様には、除雪や子供の学校送迎の御協力など、多方面にわたり御支援くださいましたことに対しまして厚く感謝を申し上げたいと思います。

また、本日の神戸新聞にも掲載されましたが、農業用ハウスの倒壊の被害も多数発生をしております。被害に遭われました農業者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

まだまだ冬もこれから本番、行政として気を緩めることなく、安全対策について体制を整えてまいります。

さて、本日は、第76回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

今臨時会におきましては、条例改正2件、平成28年度一般会計補正予算の計3件を提案させていただきます。特に条例改正の2件につきましては、本日の午前中の全員協議会でも協議いただきました昨年11月30日開催の峰山高原スキー場調査特別委員会及び12月6日、定例議会での峰山高原スキー場調整池設置工事における執行部が答弁しました内容について虚偽の報告があったことに伴います管理監督責任として、町三役の給与月額の減額措置を行う条例改正であります。議員各位には、慎重審議により御承認賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午後2時03分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第76回神河町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、欠席届が出ておりますので、ここで御連絡いたします。

議会からは藤原日順議員、執行部からは野邊町参事がそれぞれ欠席の届けを出されておりますので、受理しております。御了承願います。

それでは、日程に戻ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

9番、三谷克巳議員、10番、小林和男議員、以上2名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第3 第1号議案及び第2号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第1号議案、神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第2号議案、旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

事務局、2議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第1号議案 神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第2号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案並びに第2号議案、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第2号議案、旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。関連がありますので、一括して御提案申し上げるものでございます。

改正の内容は、11月30日開催の峰山高原スキー場整備調査特別委員会及び12月6日開催の12月議会定例会において、執行部が答弁いたしました内容について虚偽の報告があったことに対する議会軽視及び住民及び議会に対する信頼を著しく失墜させたことに伴います管理監督責任として、私たち町三役の給料月額削減措置を行うための条例改正でございます。

内容につきましては、現在、地方公務員の総合的見直しに係る自主的削減2%に加え、さらに今回の削減措置として、町長は平成29年2月から3月までの2カ月間を減給10分の1、副町長及び教育長については平成29年2月から1カ月間、減給10分の1

とするため、条例の一部を改正する提案でございます。

このたびの件に関しましては、12月議会定例会最終日の12月20日、第119号議案、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件の取り下げ提案の中でも申し上げましたとおり、当人の経験値から来る甘さの問題が改めて明らかになりましたが、組織として、二重三重のチェック機能がありながら、そのことが生かされていなかった組織上の問題も明らかになりました。いわゆる組織を統括する私自身の甘さ、気の緩み以外の何物でもございません。

なお、関係職員への対応につきましては、お手元に配付をさせていただきましたとおり、懲戒処分につきましては、本年1月5日に処分を発令、再発防止策等についてもお示しをさせていただきました。

その詳細につきましては、本日の本臨時会に先立ち、午前中に開催をいただきました議員全員協議会において御説明させていただいたとおりでございますが、まず、職員については、虚偽の答弁を行ったこと、また、その管理監督者として適性を欠いていたことによる管理監督責任及び神河町議会及び神河町民の皆様に対して著しく信頼及び信用を失墜させてしまったことに対し、本年1月5日、関係者計5名の職員に懲戒処分の発令を行いました。

次に、本日の全員協議会でも多くの再発防止に向けた御意見、御提言と御指導をいただきました再発防止についてでございます。

改めて組織としての責任の大きさを肝に銘じたところでございます。既に再発防止の取り組みを進めておりますが、臨時の管理職会議、そして12月、1月の定例管理職会議においても、組織として防げなかったことの重大さをまず再認識させていただきました。その上で、二重三重のチェック機能がありながら結果的にそのことが生かされなかった組織上の問題について、改めて各部署における業務執行体制について、現状における問題点の拾い出しと解決策について点検と見直しに指示をさせていただきました。特にチェック機能強化に取り組むため、管理職における役割の再認識とあわせ、責任強化の執行体制を確立するため、課員との協議を行い、その結果について所属長責任において、点検チェックシートにより私への報告を義務づけ、その改善策の実行により組織体制強化を図ることといたします。なお、その点検確認は副町長が行うことといたします。

さらに、業務推進のPDCAサイクルにおける役場組織全体として、報告、連絡、相談の徹底を図るため、改めて決裁行為の徹底を図ってまいります。また、このたびの重大な事案を職員一人一人が自分自身の問題と受けとめられるよう、職員倫理向上委員会を早急に開催し、サービスの遵守、倫理意識の高揚を図るための意識づくりについて議論を深め、地域住民からの行政に対するより一層の信頼に努めてまいります。

最後に、これまでの議会常任委員会、監査委員会からも御指摘と御指導をいただいております内部統制システム、いわゆる危機管理システムの構築に向けてでございます。第1段階として、現在、各課照会を行い、各部署が作成・保管を行っている各種計画、

マニュアルデータ等の収集を進めています。どこにどのような危機管理マニュアル等があるかを把握し、全体で情報共有を行い、共有データとして確認、保管することとしており、この内容につきましては2月の総務文教常任委員会で御報告させていただきます。

最後になりますが、このような事態が発生いたしましたにもかかわらず、真摯に対応していただきました神河町議会、神河町建設業協会の皆様には心から感謝とお礼を申し上げます。

何といたしまして、このたびのようなことが二度と起こらないことが信頼を得るための一番の方法であると御指摘をいただきましたとおり、私たちの使命であります全体の奉仕者であるということを肝に銘じ、常に住民目線を基本に業務遂行に努めてまいります。

改めて、議会、町民の皆様には、著しく信頼及び信用を失墜させてしまいましたこのたびのことを深く反省するとともに、組織として防げなかったことを重く受けとめ、再発防止に取り組んでまいりますことを重ねて申し上げ、第1号議案及び第2号議案に対する提案理由並びに説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思います。

確かにこの1号議案、2号議案、それぞれ三役の管理監督責任として今回の提案ということでございます。その中で、第2号議案に関してですが、これは教育長の件ですね。この分については、管理監督責任という話の中で、教育長自身がどういう部分での管理監督責任があったのかということです。午前中の話ですと、合議という部分の話も出てきましたが、今回の事例については、その決裁の文書すらつくられていなかったという部分がありましたので、そういう部分の中で教育長のほうが自主的にこのような判断をされたと思うんですが、教育長自身に実際の管理監督責任がどのようにあったか理解されてるのかを1点お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。この虚偽の提案につきましてのことにしましては、個人的な責任もありますけれども、全体的な組織のチェック機能が十分に果たせていなかったというところで、組織の責任としての重さというものを私は感じております。

その中で、役場のこういうような命令系統のあり方、また、責任のあり方につきましては、やはり上からの責任が大変重要であります。そのときに、この場合のところは町長部局ラインのところ、ラインとして教育部局とはちょっと違ったラインであることはわかっておりますけれども、町のあり方、町職員としての職務のあり方につきましては、やはり教育委員会も同じように課内の共通理解、そして組織の活動ということで大

変重要であると思っているところです。

そういうことで、町の三役としまして町長を初め副町長、教育長もこのような上に立つ者としての責務も感じているところで、これからも役場職員全体としての倫理機能ですね、そういうものをしっかりと確立しなければいけないというには感じておるところです。そういう面におきまして、このたびの事案を肝に銘じまして、全役場職員が一丸となってこのようなことが二度と起こらないようにしていくという責任もあるというところで、ともにこれから役場の仕事を円滑に、また、住民のために仕事ができるように運営していくということでは責任を感じているので、このような措置をとらせていただきたいと思っているところです。

○議長（安部 重助君） この件に関して町長のほうから答弁ございますか。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 教育長のほうからの発言もございましたが、私ども町執行部といたしまして、特に三役につきましては、毎週月曜日、早朝の三役会議、そこに町参事、そして総務課長も交えて、日程調整、そしてまた、町の重要事業等について情報の共有を図るために常にそういった会を設けているところでございます。そしてこのたびのスキー場建設につきましても、神河町の最重要課題ということで、神河町の地域創生にとりましても一番大きなハード事業でございます。そのスキー場についても、この間、常に三役、教育長も交えて状況把握をしているところでございますので、そういう観点から、これは教育部局とまずは分けて考えるべきというのが一般的なイメージかもしれませんが、私どもとして、常に三役で情報共有をする、そして三役でいろいろなことを協議して方向性を見出すというそういうことをしておりますから、これが組織としてのあり方であり、このたびの事象につきましても、これは管理監督責任、これイコール町三役だということで、今回の条例改正に至ったわけでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。今、三谷議員の質問にも関連していくんですけども、役場の中には行政、教育、医療と3部署あります。それぞれの責任者がしっかりと背負うことでそれぞれの組織の統制が成り立つと思います。ただ、会議なり、横の連絡をとってるから共同の責任だということになりますと、そうなりますと、当然医療職のほうも関係してくる話が出てきたりもしますので、やはりこの懲戒処分というのはもっと厳格に対処すべきだと思います。あえて教育長がこれをおっしゃられるなら、地域交流センターであったような事件についてもどうされるのかということになってきますので、やはり教育部署における部分の責任、行政部署における責任、また、医療職における部分の責任において、それぞれがしっかりと責任を持つことによって、また、それが他の職員の戒めとなって事故も防げるものだと思いますので、そういうような考え方をもう一度お尋ねをいたしたいと思います。

それから、2点目です。問題は、今後の再発防止ということなんですけども、危機管理マニュアルばかり集めても何もならないと思います。要は、問題は、組織の統制ができてない、また、横の連絡もかちっとできてないことが主なんで、それをどう改善されるのかははっきりわからない、そしたら同じようなことが二度と起きないかというような危険性もありますんで、その分についての考えをどうお持ちなのかということです。

最後に、もう1点なんです。過日、姫路で収賄事件がありまして新聞報道でもされました。その中におきまして影響する実額についても報道されてたんですけども、今回の処分につきましては2月の処分ということで、退職される方にも退職金に影響がないような配慮での多分2月の処分だと思いますけども、行政側として、そこまで突っ込んだ公表の仕方をされるのか、その意思があるのか、その3点お尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 教育部局、そこまでいくのであれば、病院も一緒ではないかという点でございます。病院の設置者につきましては、町長である山名宗悟となっております。そういうことでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。特に重要施策、スキー場だからどうのこうのではなくて、この間、常に町の重要事業について全てにおいて三役で協議もしてきているということでもあります。それが私の組織のあり方だというふうな認識に基づいて、最終的にこのたびの条例改正をさせていただきたいというところでございます。

危機管理ということでございます。危機管理マニュアルをつくったからどうなんだというところでございます。だから、もうおっしゃるとおりやと思います。そのいろいろな決まり事をいかにしっかりと守るかということが一番重要でありますし、一人一人職員のやっぱり倫理の向上というところが非常に重要になってこようかというふうに考えております。そのような中で具体的に何をやるのかというふうに考えますと、提案理由の中でも申し上げましたとおり、やはり決裁規程に基づいた決裁をしっかりとやっていく、ここがおろそかになることでチェック機能が働かせられなかったという、ここも明らかになっているわけですから、改めて私どもとしては、条例、規則に基づいた、その中でも特に決裁規程について遵守してこれから取り組みを強化していきたいというふうに考えているところでございます。

済みません、3点目、もう一度お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。姫路市の収賄事件につきましては、処分内容と影響する実額まで報道されていたと記憶しています。町としても姫路市に倣ったような形で公表されるのどうかということをお尋ねしたんですけども。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この処分の発令時期というところでございます。私どもとして

も早急に対処しなければいけないということで、12月7日に虚偽の発言だと、報告だというところが発覚し、それ以降、懲戒委員会も開いていながら事実関係を確認をし、そして私どもとしては、最短で処分を発令をしたというふうに捉えているところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第1号議案について討論に入ります。討論ございませんか。反対討論、賛成討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結し、第1号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第2号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結し、第2号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 再度ちょっと確認させていただきます。

わかりました。採決の結果、可否同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決いたします。第2号議案については、議長は否決と裁決いたします。よって、第2号議案は、否決されました。

日程第4 第3号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第3号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第3号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第6号）
.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町一般会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、ふるさとづくり応援寄附金に係る増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,406万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,043万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をさせていただきますので、補正予算書の最後のページ、4ページをお開きください。

まず、歳入でございます。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1,500万円の増額でございます。これにつきましては、神河ふるさとづくり応援寄附金ということございまして、昨年12月の寄附金の申し込みが予想をはるかに上回っておりまして、12月の1カ月で1,279万5,000円の寄附金の申し込みがございました。したがって、12月末現在で全体の申込金額が3,013万2,000円と膨れ上がったことに加えて、以降1月から3月の見込みを見る中で補正が必要になったということで、今回寄附金の増額をするものでございまして、この1,500万円を増額することによって金額は3,600万円の寄附を受けるべく予算を上げるものでございます。

続きまして、18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金906万7,000円の増額でございます。これにつきましては、今回寄附金の増額によりまして、それに対応するための返礼品、一括代行の委託金等の経費が生じてきますので、その増額分の財源に充てるために繰り入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費906万7,000円の増額でございます。内訳は、8節報償費650万円、これにつきましては、当初予算では1,050万円の見込みでございましたが、12月の大幅な見込みによりましてふえてきたということの中で、12月末現在の見込みによります返礼品が1,406万6,000円、そして1月から3月の見込みが293万4,000円、合わせまし

てトータルで最終的には1,700万程度の返礼品が必要になるというところの中で、その差額を増額をするものでございます。

11節需用費、消耗品4万円につきましては、ワンストップ特例申請に係る返信用の封筒というところが不足をしておりますので、追加の購入代に増額をするものでございます。

続きまして、12節役務費につきましては郵便料でございます。郵便料につきましては、そのワンストップ特例の申請を送った後の返信に係る郵便料を予定をしておるわけですが、ワンストップ特例の適用になる方については返信をしていただきますが、自分で確定申告をされるという方については返信がないという状況の中で、少しそういう状況を勘案する中で減額となったということで、今回決算見込みをする中で減額をするものでございます。そして宅配便代ということで、当初210万円を予定をしておりましたけども、最終的には316万4,000円程度必要だという中で、その差額分を増額をするものでございます。

13節委託料163万2,000円の増額でございます。これにつきましても、当初「さとふる」の委託の計上で205万4,000円を計上しておりましたが、昨年11月より楽天にもお願いをし、実行しております。そういう部分も含めて最終的には413万6,000円が必要だという中で、その差額分を今回増額をいたすものでございます。

4目財産管理費、積立金1,500万円の増額につきましては、神河ふるさとづくり応援寄附金の1,500万円を今回基金に積み立てる、そして平成29年度の事業執行の財源に充てていくということの目的のために積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。歳入のほうで、ふるさとづくりの応援の寄附金の件なんですけど、スキー場に係る分、企業版のふるさと納税の分は何ぼとんとんか、ちょっとあれありましたら教えていただきたいんですけども。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この件につきましては、さきの補正の中で100万を見込んで補正をさせていただきましたが、その取り組みについては、お願いに上がる企業を今選定をしておるところでございます。ようやくそれらの部分で企業の名簿あるいは企業のそういう部分でお願いをしていくところが固まりつつありますので、今から本格的にそういう企業版のふるさと納税については執行してお願いをしていくということになっておりますので、今現在は収納はないというところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。当初の予定よりも7倍近くふえてるといふ状況なんです、その中で特に企業版の分については、現在のところ、この1,500万のふえた分の影響はないということの理解をするわけなんです、なれば、今回の1,500万円ふえた要因ですね、この辺は例えば記念品の内容が充実したとか、もしくは「さとふる」にお願いする広告版が変わったとか、そういう1,500万ふえたような要因とか原因をどのように分析されているか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。ふるさと納税につきましては、かねてから取り組みの強化というところの中で、昨年、一昨年から業者に委託をしながらインターネットに載せながら、そしてクレジットカード決済も行いながら実施をしております。平成27年の途中から「さとふる」さんをお願いをし、してありましたものが28年度は4月から「さとふる」さんをお願いをし、さらに11月から楽天にもお願いし、インターネットでのそれぞれのポータルサイトでの神河町のふるさと納税というものが少しずつ広がりつつあるところの中で、そして返礼品の数についても少しずつふやしてきたところの中で、特に平成28年度の中で申しますと、加門果樹園さんの、期間限定ではございましたけれども、ブドウ、これが大変好評でございました。それが上げられるだろうと思います。それと、何といたってもお米ですよ、米の部分につきましては神河の産直部会の方が1業者でございましたが、それが今回は杉宮農さん、あるいは山田宮農さんのところも出していただきながら、少しずつふえてきたということもございます。

それと、何といたしましても、12月でございます。12月の年末、確定申告の最終の12月でございます、その部分が一番大きゅうございます。27年度は途中から出発したものでございますから少し少なかったわけですけども、ことしは、ふたをあけてみると1カ月で1,000万を超える寄附があったということで、その部分については私どもが予想をしていなかった、はるかに多かったということが非常に大きかったのではないかと、このように考えておまして、その辺を加味しながら平成29年度の予算については、さらに伸びるだろうという中で、予算は今検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。ふえた要因については大体理解はできたんですが、このようにふえることについては非常にありがたいことなんです、反対に、記念品ですね、これがきっちりと確保できていくかどうか、その辺について1点お尋ねをしたいと思います。期間限定の分なんかにつきましては、確かに今の時点で品切れという分があるんですが、この後まだ1月、2月、3月ありますので、「さとふる」のあれに記念品として上がってる分がどの時期も品切れにならないというような状況に

なるか、また、品切れになると困りますので、その辺の補完というんか、補填方法はどのように考えておられるか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、三谷議員おっしゃられるとおりで、そこが一番危惧するところございまして、そのインターネットに載せている部分につきましても、申し込みが多かったら出せませんので、それぞれ1カ月で幾ら出せます、1週間で幾ら確保できるというような数量も出しながら、事業者さんには極力不足が生じないように、年間を通じて体制ができるようにということをお願いをしているところでございます。

特に昨年でいいますと、お米が4月、5月に枯渇したという状況もございまして、その辺をことしお願いをいたしまして、米が返礼品としてなくなるというような状況を避けたいという中で、農林業系とも協議をしながら、その米を出していただく営農組合さん等々の働きかけをしていっているというような状況でございまして、また、いろんな商品開発というところでブランド開発の補助金も用意をしておりますので、その辺を活用しながら地域振興課とタイアップあるいは商工観光係とタイアップをしながら、その辺の商品の開発に今必死で努めているというところでございまして、その返礼品が枯渇をしないようにこれからも取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し補足なんですけど、寄附額がふえてまいりますと、件数がふえてまいりますと、返礼品の充実ということも当然伴ってくるわけでございます。それにつきましては、財政特命参事の説明もありましたが、その一方で、この返礼品も目的としてはあるんですが、中には、神河町出身の方で都会に出られている方と色々なイベントでたまたまお出会いをし、外から神河町を見ている中で、本当に神河町、盛り上がってるなあというふうな話を聞かせていただきながら、さらに、その方を通じて友人、知人にお声をかけていただきながら、具体的に神河町はどういったことをやっているんだというふうなことで、私も直接神河町の政策について、これからの地域創生についてお話もさせていただき中で、結果として大口の寄附をいただいたというふうな事例も出てきております。そういうことから、私も、私に限らず職員一人一人が外に向かって、町外に向かって神河町の政策、こういうことをやりたいというふうなことをもっともって発信をすべきであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第3号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第76回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時45分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

町長から提案されました案件は、条例改正2件、補正予算1件の計3件でした。議員各位には慎重審議していただき、ありがとうございました。

このたびこのような内容の条例改正は、今後、絶対あってはならないという提案であります。住民に信頼される議会、執行部でなければなりません。あらゆる角度から現状を点検し、資質の向上に努めていくことをお互いに確認したいと思います。

最後に、今後も冬の寒さは続きます。インフルエンザもはやっておりますので、どうか皆様方、体調には十分御留意されまして、今後の議会活動並びに執行部の仕事につきましてもしっかりとやっていただきたいというふうに思いまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第76回神河町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今臨時会におきまして提出いたしました案件につきまして、慎重審議賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

執行部といたしまして、臨時会で議員各位よりいただきました御意見につきまして真摯に受けとめさせていただき、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

その中で、条例改正の中身でございます。昨年11月30日開催のスキー場調査特別委員会及び12月6日、定例会本会議での執行部が答弁いたしました内容に虚偽の報告

があったことに対する管理監督責任としての町三役の減額措置ということで、第2号議案につきましては否決となったわけではありますが、それも含めて町民の皆様にも、そして神河町議会に著しく信頼及び信用を失墜させましたこと、改めて深く反省をし、心からおわびを申し上げますとともに、二度とこのようなことが起こらないように再発防止に向け、役場全体のチェック機能強化と責任強化の執行体制を全力で取り組んでまいり所存でございます。

峰山高原スキー場整備、峰山高原、今、雪で本当に埋もれているという状態の中で、冬のリーディングプロジェクトも非常ににぎわいを見せているところでございます。スキー場につきましては、本年12月16日のオープンに向け、しっかりと事業執行に努め、多くの皆様に愛される施設となるように全力で取り組んでまいります。

まだまだこれから寒さも増してまいります。議員各位には、健康管理を十分にさせていただきますとともに、引き続きの御支援と御教示賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

午後2時48分
